



エネルギー等物価高騰対策 支援事業について

愛西市では、長期化するコロナ禍による影響に加え、エネルギー等物価の高騰により厳しい経営環境におかれている製造業者・施設園芸農業者・畜産業者を支援します。

■ 対象者	■ 支援金				
製造業者・施設園芸農業者 畜産業者	10万円				
	受付期間 令和5年8月1日(火)～令和5年10月31日(火) 午前8時30分から午後5時15分まで ※上記の期間の土日祝日を除く。郵送の場合は 令和5年10月31日(火)消印有効とする。				
■ 交付要件 全業種共通要件					
令和5年1月1日現在製造業、施設園芸農業、畜産業のいずれかを営んでおり、今後も引き続き事業を継続する意思のある個人、法人で中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)における「中小企業者」および「小規模企業者」をいう。					
<table border="1"><thead><tr><th>個人の場合</th><th>法人の場合</th></tr></thead><tbody><tr><td>個人事業者の住所が 愛西市内にあること</td><td>事務所等の所在地が 愛西市内にあること</td></tr></tbody></table>		個人の場合	法人の場合	個人事業者の住所が 愛西市内にあること	事務所等の所在地が 愛西市内にあること
個人の場合	法人の場合				
個人事業者の住所が 愛西市内にあること	事務所等の所在地が 愛西市内にあること				
製造業を営む者の要件					
施設園芸農業を 営む者の要件					
● 施設園芸品を販売していること ● 施設園芸の経営面積が 5a以上であること					
畜産業を営む者の要件					
● 畜産品を販売していること					
※次の条件に当てはまる場合は、本支援金の対象外となります。 ● 政治団体、宗教上の組織または団体 申請事業者の代表者役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、愛西市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員または暴力団関係者に該当する者。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画している場合。 ● 中小企業基本法上の「会社」に該当しないもの 例えば、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、学校法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合)、農業法人は会社法上の会社形態(株式会社等)であれば対象となる。					
■ 申請方法					
申請書に添付書類を添えて愛西市役所産業建設部産業振興課もしくは郵送にて申請をしてください。					
■ 提出書類					
<ul style="list-style-type: none">● 愛西市エネルギー等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)★● 愛西市エネルギー等物価高騰対策支援金の申請に関する誓約・同意書★● 製造業、施設園芸、畜産業のいずれかを営んでいることがわかるもの 個人の場合…令和4年分確定申告書の写し、令和4年分青色申告決算書の写しもしくは令和4年分 収支内訳書の写し等 法人の場合…法人市民税の申告書の写し、決算書の写し等(直近のものとする)● 個人事業者もしくは法人名義の通帳の写し(金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人(漢字、フリガナ)の項目が確認できる部分)					
■ お問合せ					
産業振興課☎(55)7128(平日：午前8時30分～午後5時15分)					

★を付したものは、愛西市のHPからダウンロードもしくは受付場所で取得可能です。

